

有限会社 みやはら介護保険企画

地域密着型 通所介護

デイサービス『よりみち』運営規程

(事業の目的)

第1条

有限会社みやはら介護保険企画が開設するデイサービスよりみち（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「通所介護従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の通所介護従業者は、要介護者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス及び居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス よりみち
- 2 所在地 宮崎県延岡市古川町58番地8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する通所介護従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（生活相談員兼務）

管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するものとする。また、事業所の通所介護従業者の管理及び利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努めるものとする。

2 生活相談員 1 名以上（管理者・介護職員兼務）

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う。

3 看護職員（看護師又は准看護師）（以下「看護職員」という。） 1 名以上

看護職員は、自らも地域密着型通所介護の提供に当たるものとし、看護職員は利用者の健康状態を把握し、健康保持及び要介護状態となることの悪化の予防を行ない、利用者の主治医との連携を保つ。自らその提供する事業の質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

4 機能訓練指導員（看護職員と兼務） 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

5 介護職員 1 名以上（生活相談員兼務）

地域密着型通所介護計画に基づき、日常生活上の介護並びに相談、助言等を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月・火・水・木・金・土
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分までとする。

（利用者の定員）

第 6 条

1 日に地域密着型通所介護のサービスを提供する定員は 12 名とする。

（地域密着型通所介護の内容及び利用料金）

第 7 条

1 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その負担割合証に記載されている割合の額とする。

- ① 食事等の介護、排泄の介護、入浴の介護その他必要な身体介護
 - ② その他日常生活上の世話及び機能訓練
- 2 前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額を利用者から徴収する。
- ① 昼食費として1食412円（ご飯大盛は443円）
 - ② その他、日常生活において通常必要となるものについての費用は実費で請求する。
 - ③ 交通費は、「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、職員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。車での移動の際は1km当たり50円となる。
- 3 前三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、事前に文書でサービス内容及び費用について説明をした上で、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けるとする。

（地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針）

第8条

地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画（具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 2 通所介護従業者は、地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- 5 特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（利用者の留意事項）

第9条

利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 入浴サービスを利用する際は、その日の健康チェックを踏まえて看護職員等の指示

- に従う。
- 2 機能訓練室を利用する際は、機能訓練指導員の生活リハビリ視点のもとその指導に従う。
 - 3 送迎サービスを利用する際は、その日の何らかの都合により指定された時間に遅れうる事もあるということも考慮に入れ、指定された場所を移動しない。
 - 4 レクリエーション(余暇活動)に参加する際は、集団援助技術における生活の質に視点を置いた内容であるということを理解する。
 - 5 利用者は地域密着型通所介護とは自立支援に基づいたサービスという事を理解する。

(緊急時等における対応)

第10条

- 1 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(利用者保護と虐待防止のための方針)

第12条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を

図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条

管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、当該地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第14条

指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の

保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報
情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携等)

第 16 条

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、指定地域密着型通所介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第 18 条

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(通常の実業の実施地域)

第 19 条

通常の実業の実施地域は延岡市区域とする。(ただし、島浦町等の離島は除く)

(その他運営についての留意事項)

第 20 条

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 12 回 (毎月の定例会)
- ③ 虐待防止に関する研修 年 2 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてならない旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 地域密着型通所介護計画については、計画の完了の日
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
- (4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日
- (6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、運営推進会議を行った日
- (7) 身体的拘束等の記録については、当該サービスを提供した日

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社みやはら介護保険企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第 21 条

この規程を改正、廃止するときは、デイサービスよりみちの議決を経るものとする。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 19 日一部改訂。

この規程は、令和 6 年 7 月 14 日一部改訂

運営規程 第7条 別紙

(1) 利用料

利用料は所得に応じて給付費の1割、2割または3割の負担となります。ただし、介護保険給付限度額の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護保険給付対象サービスの利用料

(1割負担の方)

料金種別	項目	料金単価	備考
基本料金	要介護1	753円/日	
	要介護2	890円/日	
	要介護3	1,032円/日	
	要介護4	1,172円/日	
	要介護5	1,312円/日	
加算料金	個別機能訓練加算(I)イ	56円/日	実施した場合
	個別機能訓練加算(I)ロ	76円/日	実施した場合
	個別訓練加算II	20円/日	実施した場合
	入浴介助加算(I)	40円/日	実施した場合
	入浴介助加算(II)	55円/日	実施した場合
	科学的介護推進体制加算	40円/月	実施した場合
	※1サービス提供体制強化加算I	22円/日	下記※1の要件を満たす場合、一律加算
	※2サービス提供体制強化加算II	18円/日	下記※2の要件を満たす場合、一律加算
	※3サービス提供体制強化加算III	6円/日	下記※3の要件を満たす場合、一律加算
	※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×59/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×12/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(II)	1月の利用単価数×10/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の利用単価数×11/1000相当の単位数を加算	
※4 ※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×92/1000相当の単位数を加算		
評価料金	※感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価	基本報酬への3%を加算	
減算料金	同一建物減算	-94円/日	事業所と同一建物に居住する方
	送迎を行わない場合の減算	-47円/片道	送迎を行わない場合、片道につき
備考	<p>① 本利用料はサービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合です。</p> <p>② 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所介護計画を見直す等、情報を活用している場合に算定。</p> <p>③ サービス提供体制強化加算は、職員の資格や経験年数に応じた加算項目です。</p> <p>※1 サービス提供体制強化加算I…介護福祉士70%以上。または勤続10年以上介護福祉士25%以上。</p> <p>※2 サービス提供体制強化加算II…介護福祉士50%以上。</p> <p>※3 サービス提供体制強化加算III…介護福祉士40%以上。または勤続年数7年以上30%以上。</p>		

- ④ 感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価は、当該月利用延人員と前年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少した場合のみ、翌々月の実績に加算します。
- ⑤ ※印の加算項目は支給限度額管理の対象外の算定項目です。
- ⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算は、補助金の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（基本額、手当）の引上げに使用する等の要件があります。
- ※4 R6.6.1より施行（従来3つあった処遇改善（支援）加算の一本化）

(2割負担の方)

料金種別	項目	料金単価	備考
基本料金	要介護1	1,506円/日	
	要介護2	1,780円/日	
	要介護3	2,064円/日	
	要介護4	2,344円/日	
	要介護5	2,624円/日	
加算料金	個別機能訓練加算(I)イ	112円/日	実施した場合
	個別機能訓練加算(I)ロ	152円/日	実施した場合
	個別訓練加算II	40円/日	実施した場合
	入浴介助加算(I)	80円/日	実施した場合
	入浴介助加算(II)	110円/日	実施した場合
	科学的介護推進体制加算	80円/月	実施した場合
	※サービス提供体制強化加算I	44円/日	下記※1の要件を満たす場合、一律加算
	※サービス提供体制強化加算II	36円/日	下記※2の要件を満たす場合、一律加算
	※サービス提供体制強化加算III	12円/日	下記※3の要件を満たす場合、一律加算
	※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×59/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×12/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(II)	1月の利用単価数×10/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の利用単価数×11/1000相当の単位数を加算	
※4 ※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×92/1000相当の単位数を加算		
評価料金	※感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価	基本報酬への3%を加算	
減算料金	同一建物減算	-188円/日	事業所と同一建物に居住する方
	送迎を行わない場合の減算	-188円/片道	送迎を行わない場合、片道につき
	<p>① 本利用料はサービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合です。</p> <p>② 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所介護計画を見直す等、情報を活用している場合に算定。</p> <p>③ サービス提供体制強化加算は、職員の資格や経験年数に応じた加算項目です。</p> <p>※1 サービス提供体制強化加算I…介護福祉士70%以上。または勤続10年以上介護福祉士25%以上。</p>		

備 考	※2 サービス提供体制強化加算II…介護福祉士50%以上。 ※3 サービス提供体制強化加算III…介護福祉士40%以上。または勤続年数7年以上30%以上。 ④ 感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価は、当該月利用延人員と前年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少した場合のみ、翌々月の実績に加算します。 ⑤ ※印の加算項目は支給限度額管理の対象外の算定項目です。 ⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算は、補助金の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（基本額、手当）の引上げに使用する等の要件があります。 ※4 R6.6.1より施行（従来3つあった処遇改善（支援）加算の一本化）
-----	---

(3割負担の方)

料金種別	項 目	料金単価	備 考
基本料金	要介護1	2,259円/日	
	要介護2	2,670円/日	
	要介護3	3,096円/日	
	要介護4	3,516円/日	
	要介護5	3,936円/日	
加算料金	個別機能訓練加算(I)イ	168円/日	実施した場合
	個別機能訓練加算(I)ロ	228円/日	実施した場合
	個別訓練加算II	60円/日	実施した場合
	入浴介助加算(I)	120円/日	実施した場合
	入浴介助加算(II)	165円/日	実施した場合
	科学的介護推進体制加算	120円/月	実施した場合
	※サービス提供体制強化加算I	66円/日	下記※1の要件を満たす場合、一律加算
	※サービス提供体制強化加算II	54円/日	下記※2の要件を満たす場合、一律加算
	※サービス提供体制強化加算III	18円/日	下記※3の要件を満たす場合、一律加算
	※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×59/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×12/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等特定処遇改善加算(II)	1月の利用単価数×10/1000相当の単位数を加算	
	※介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の利用単価数×11/1000相当の単位数を加算	
※4 ※介護職員処遇改善加算(I)	1月の利用単価数×92/1000相当の単位数を加算		
評価料金	※感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価	基本報酬への3%を加算	
減算料金	同一建物減算	-282円/日	事業所と同一建物に居住する方
	送迎を行わない場合の減算	-141円/片道	送迎を行わない場合、片道につき
	① 本利用料はサービス提供時間が7時間以上8時間未満の場合です。 ② 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所介護計画を見直す等、情報を活用している場合に算定。 ③ サービス提供体制強化加算は、職員の資格や経験年数に応じた		

備 考	加算項目です。
	※1 サービス提供体制強化加算I…介護福祉士70%以上。または勤続10年以上介護福祉士25%以上。
	※2 サービス提供体制強化加算II…介護福祉士50%以上。
	※3 サービス提供体制強化加算III…介護福祉士40%以上。または勤続年数7年以上30%以上。
	④ 感染症または災害の発生を理由とする利用者減への評価は、当該月利用延人員と前年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較して、5%以上減少した場合のみ、翌々月の実績に加算します。
	⑤ ※印の加算項目は支給限度額管理の対象外の算定項目です。
⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算は、補助金の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（基本額、手当）の引上げに使用する等の要件があります。	
※4 R6.6.1より施行（従来3つあった処遇改善（支援）加算の一本化）	

介護保険給付対象外サービスの利用料

昼食代	412円/回（おやつ代含む。）
おむつ代	・おむつ代、おむつカバーおよびこれらにかかる洗濯代、廃棄代等： 実費相当額
その他	・行事や活動に伴う材料費等：実費相当額 ・行事食など特別な食事に伴う食材費等：実費相当額

(2) 食事キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

- ① ご利用日の前日5時までにご連絡いただいた場合 ：無 料
- ② ①以外の場合 ：412円

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は、当月のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。